

男女雇用機会均等法施行25周年

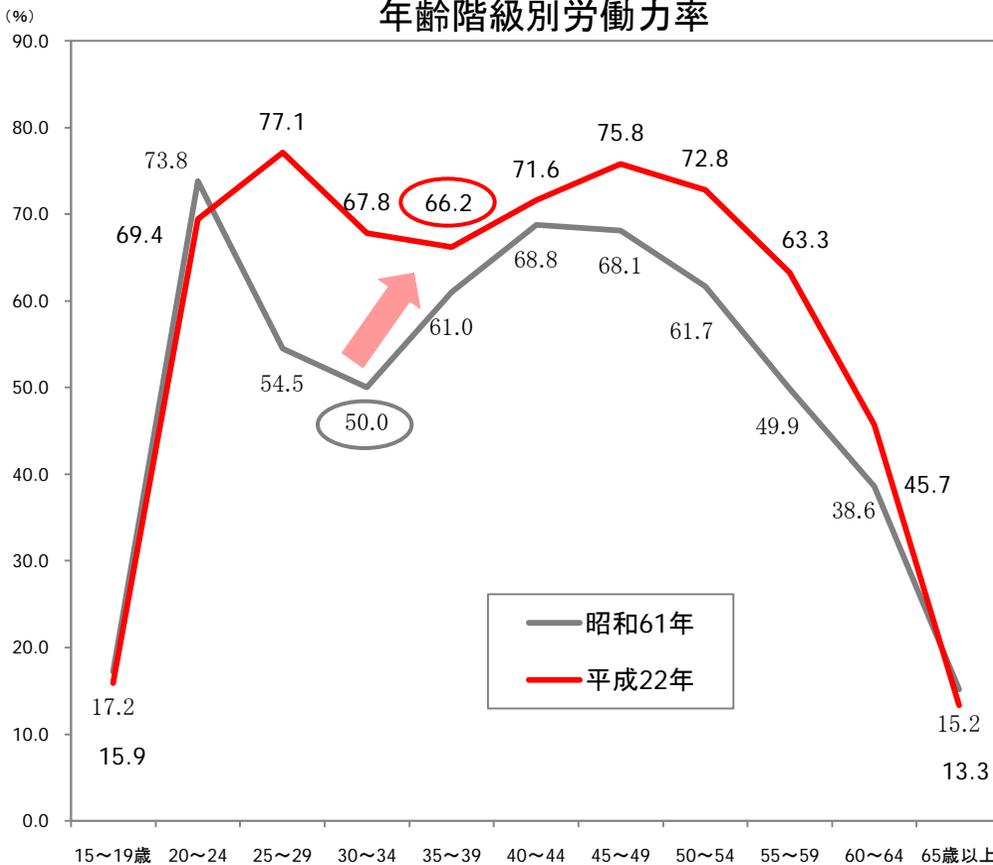
データで見る働く女性の変化

～昭和61年当時と現在の働く女性の姿～

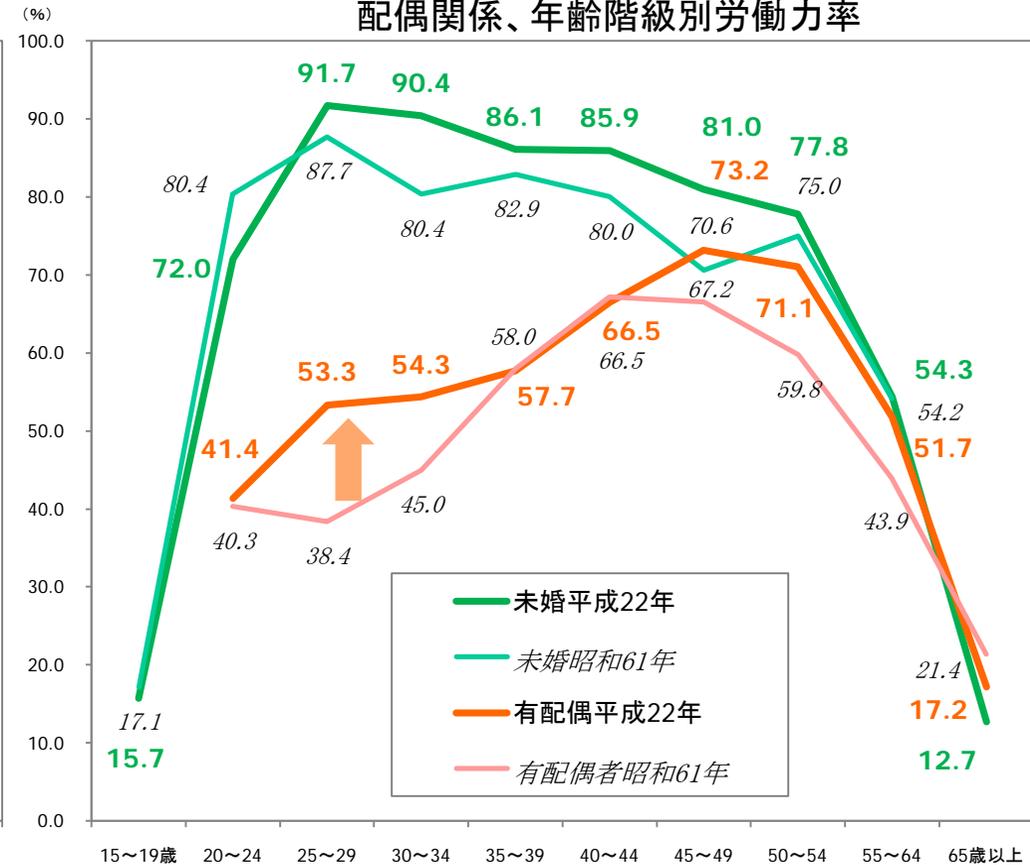
M字型カーブの変化

- 均等法施行当時のM字型カーブは、「20～24歳」と「40～44歳」が左右のピークで、「30～34歳」が底となり、その値は50.0%であった。
- 平成22年は「25～29歳」と「45～49歳」が左右のピークで、「35～39歳」が底でその値は66.2%となっており、均等法施行当時と比べ凹みが浅くなっている。
- 配偶関係別に労働力率の変化をみると、有配偶者の労働力率の上昇が大きい。

年齢階級別労働力率

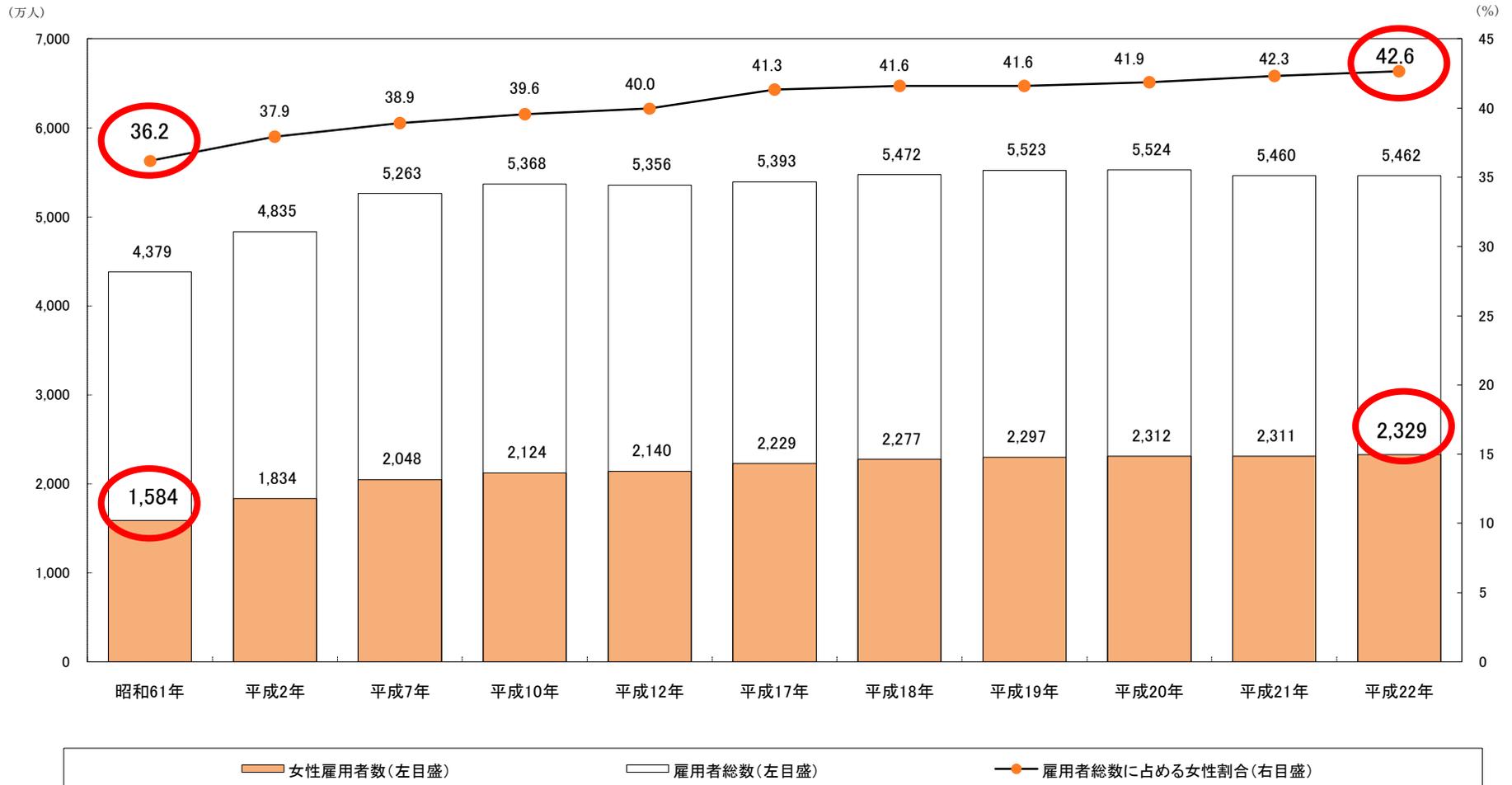


配偶関係、年齢階級別労働力率



雇用者数の推移

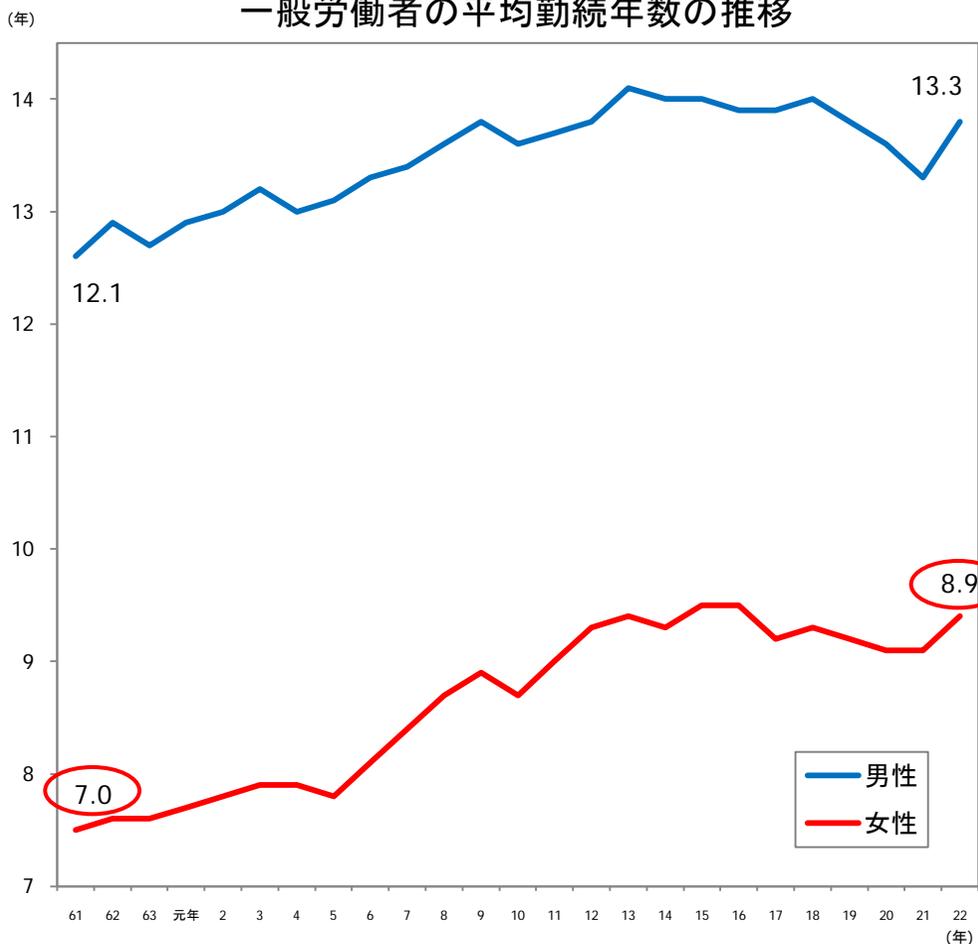
- 均等法施行当時の女性雇用者数は、1,584万人。雇用者総数に占める女性割合は36.2%であった。
- 平成22年の女性雇用者数は2,329万人で過去最高、雇用者総数に占める女性割合も42.6%で過去最高、均等法施行当時に比べ6.4%ポイント上昇している。



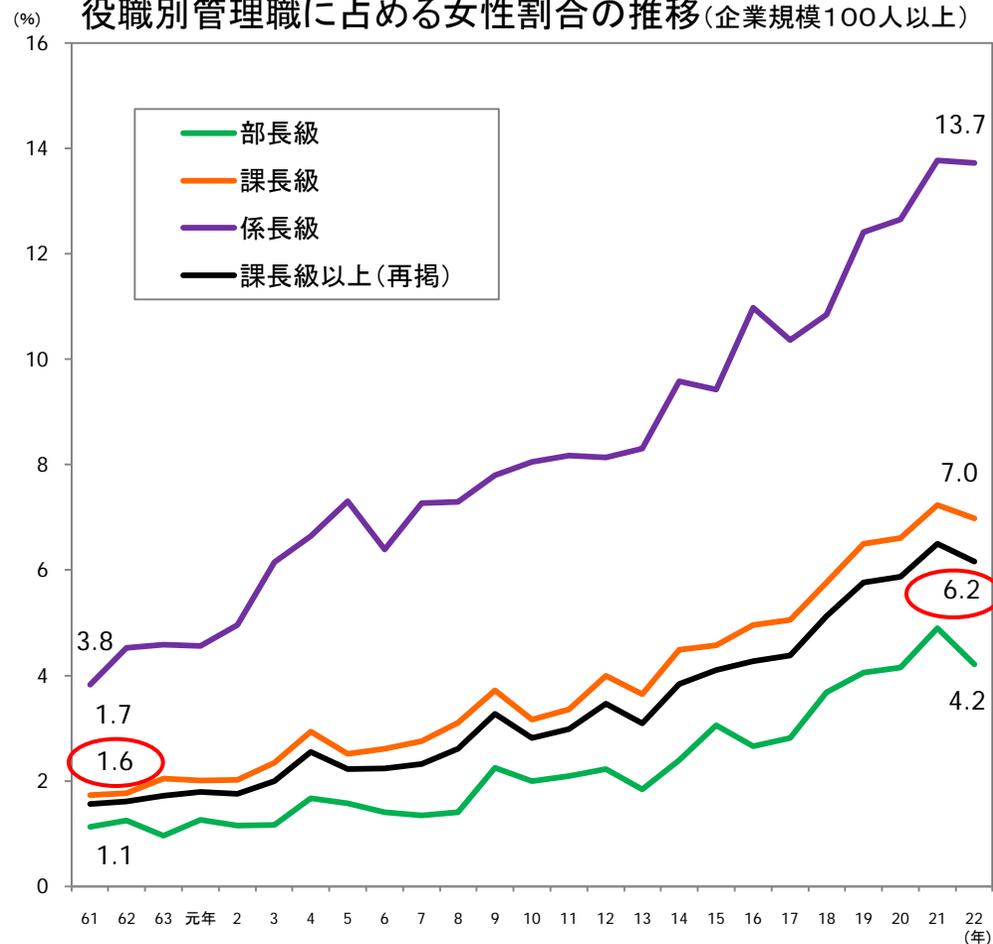
平均勤続年数、管理職割合

- 均等法施行当時の女性の平均勤続年数は7.0年であったが、平成22年は8.9年となっている。
- 均等法施行当時の管理職(課長級以上)に占める女性割合は1.6%であったが、平成22年は6.2%となっている。

一般労働者の平均勤続年数の推移



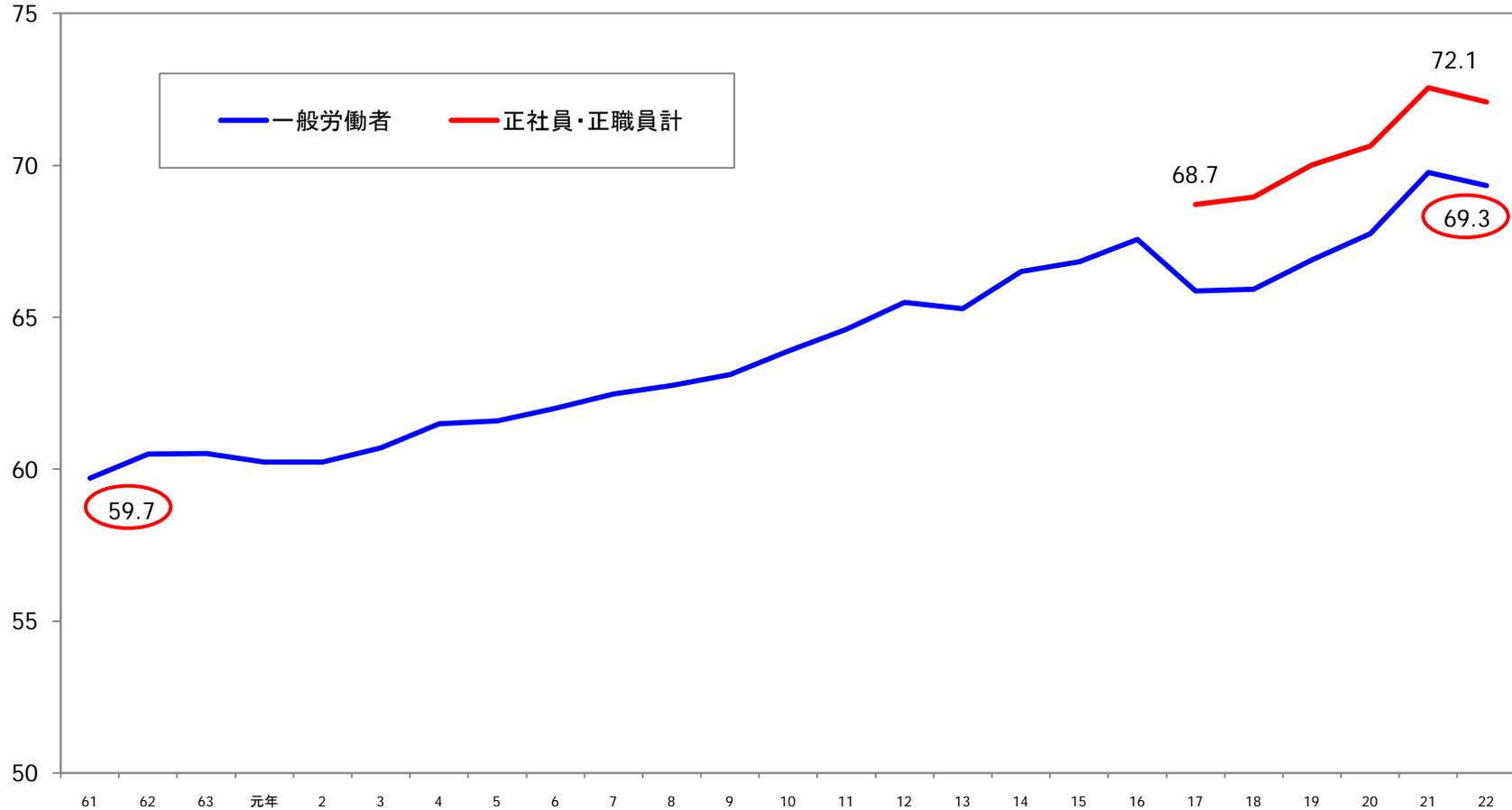
役職別管理職に占める女性割合の推移(企業規模100人以上)



男女間賃金格差

○ 均等法施行当時男女間の賃金格差は59.7であったが、平成22年は69.3となっている。

男女間賃金格差の推移



注1) 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。

注2) 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。平成16年まで「パートタイム労働者」の名称で調査していたが、定義は同じである。

注3) 「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいう。

注4) 企業規模10人以上の結果を集計している。

注5) 所定内給与額の男女間格差は、男性の所定内給与額を100.0とした場合の女性の所定内給与額を次の式により算出した。

$$\text{所定内給与額の男女間格差} = \frac{\text{女性の所定内給与額}}{\text{男性の所定内給与額}} \times 100$$

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」